

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第15号

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中

「	「
9,350	9,740
14,300	14,900
19,300	20,100
7,720	8,690
12,400	13,900
17,000	19,100
830	860
83	86
50	52
8,180	8,520
5,010	5,210
16,700	17,300
23,400	24,600
16,700	17,300
」を	」に改め、同表法第32条第 1 項第 2 号に掲げる物

件の項中

「

190
340
500
750
1,000
1,500
2,000
3,500
5,010
10,000

「

200
360
520
780
1,040
1,560
2,080
3,650
5,210
10,400

」を

」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施

設の項中「14,800」を「17,300」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中

「16,700」を「17,300」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中

「11,700」を「12,300」に、「7,020」を「7,400」に、「10,400」を「11,000」に改め、

同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「230」を「240」に、「23,400」を

「24,600」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第

7条第1号に掲げる物件の項中

「

23,400
13,300
230
23,400
234,000
117,000

「

24,600
13,900
240
24,600
246,700
123,300

」を

」に改め、同表令第7条第2号に掲げる物件の項

中「16,700」を「17,300」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5

号に掲げる工事用材料置場の項中

「

23,400
8,640
23,400

「

24,600
10,300
24,600

」を」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「16,700」を「17,300」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。